

## 第4章 給水管の分岐



## 第4章 給水管の分岐

### 4-1 給水管の分岐

1. 分岐には、配水管の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル付分水栓、不断水T字管、チーズの内、分岐工法に見合った適切な材料を用いること。(表 4-1)

表 4-1 給水管の分岐材料

被分岐管		分 岐 口 径				
口径	管種	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm
25mm 以下	ビニル管	チーズ	チーズ			
40mm	ビニル管	サドル分水栓 チーズ	サドル分水栓			
50mm	ビニル管	サドル分水栓	サドル分水栓	協議		
	ポリエチレン管	サドル分水栓	サドル分水栓	協議		
75mm	ビニル管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓 不断水 T 字管	
	ポリエチレン管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓 不断水 T 字管	
	铸铁管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓 不断水 T 字管	不断水 T 字管
100mm	铸铁管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓 不断水 T 字管	不断水 T 字管

※ 150mm 以上については水道局と協議。

## 4-2 分岐方法

1. 給水管の分岐方法は図 4-1～図 4-5 を標準とする

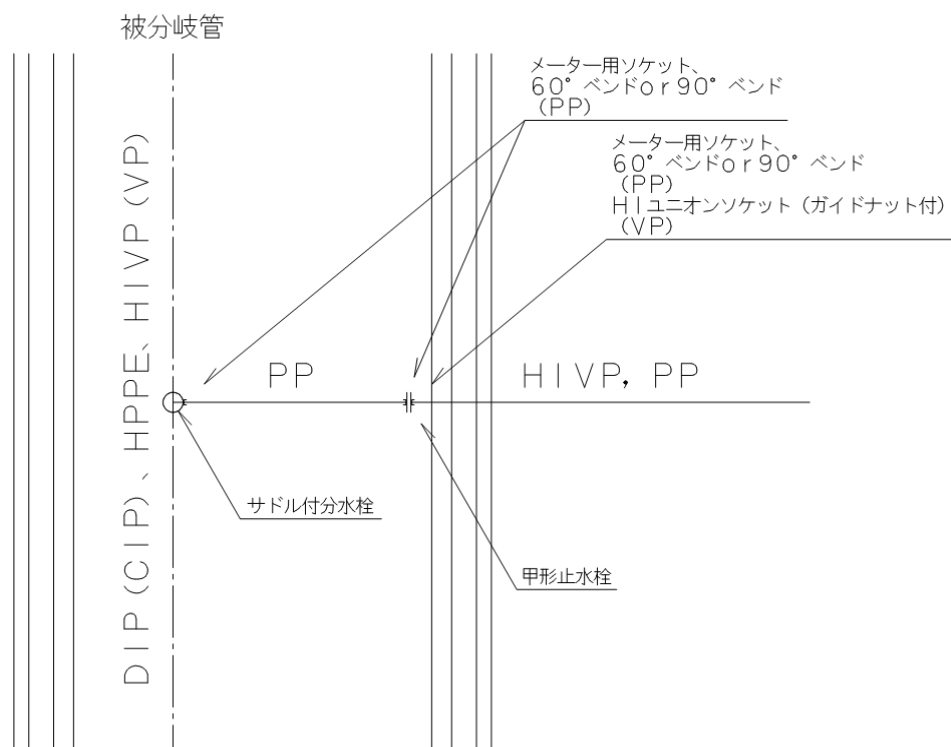


図 4-1 サドル付分水栓 分岐口径  $\phi 20 \sim \phi 25$

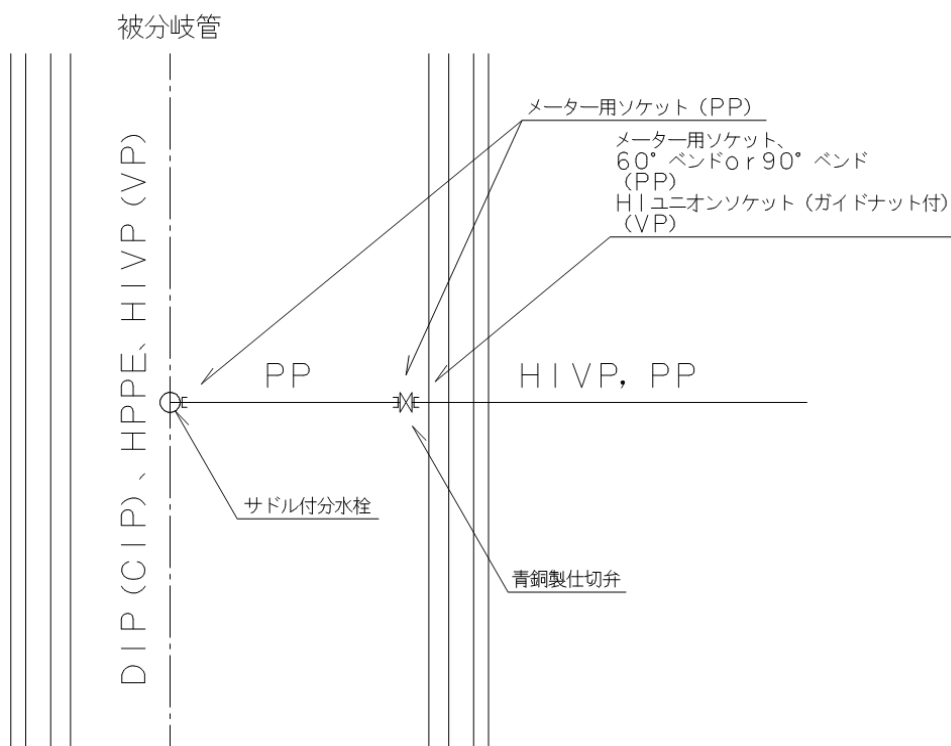


図 4-2 サドル付分水栓 分岐口径  $\phi 40 \sim \phi 50$

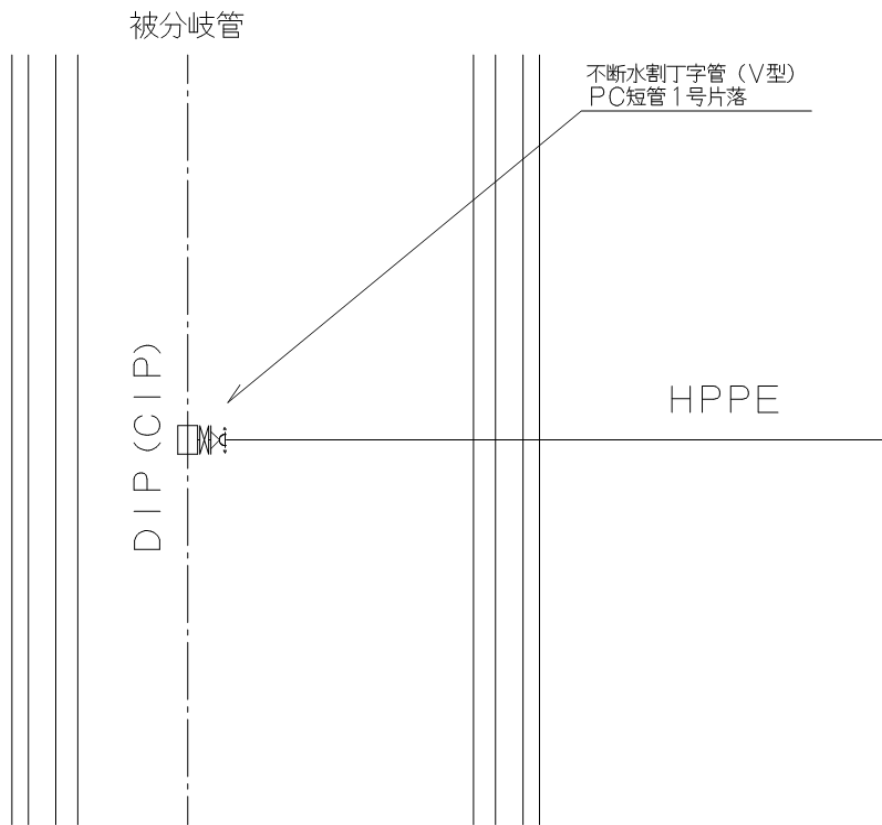


图 4-3 不断水 T 字管 分岐口径  $\Phi 50$

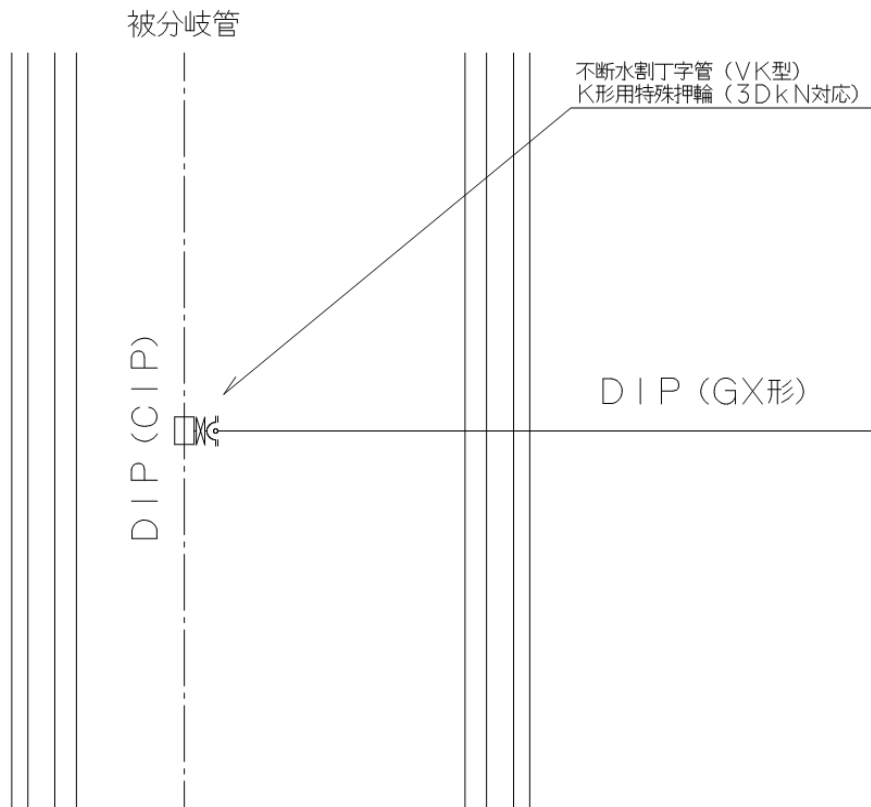


图 4-4 不断水 T 字管 分岐口径  $\phi 75$  以上

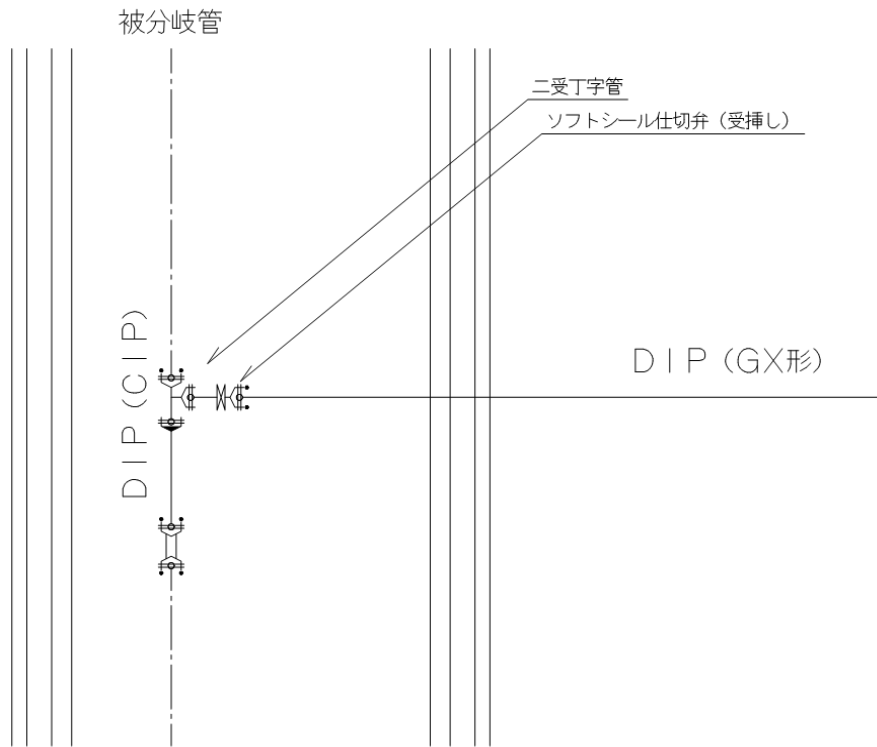


図 4-5 二受 T 字管 分岐口径  $\phi 75$  以上

## 2. 施工時の留意点

- ① 配水管等からの分岐に当たっては、他の給水管の分岐位置から 30 cm以上離すこと。(水道法施行令第6条第1項) また、T字管は1.0m以上離すこと。
- ② 配水管から分岐する給水管の口径は、当該給水装置による水の使用水量に比べ著しく過大でないこと。(水道法施行令第6条第2項)
- ③ 導水管、異形管及び継手から給水管の分岐を行わないこと。
- ④ 分岐口径は、被分岐管の口径より小径とする。ただし、配水管として分岐する場合は同口径とすることができる。
- ⑤ 配管の分岐は原則不断水とするが、ビニル管からチーズ分岐する場合は、断水工法とする。ただし、断水区域が広範囲になり断水することにより影響が過大となる場合は圧着工法とする。なお、圧着工法で施工した時は、圧着箇所をMCユニオンなどにより保護措置を施すこと。
- ⑥ 給水管を引込みする場合、1敷地、1引込みとする。ただし、管理者がやむを得ないと認めた時は、この限りではない。
- ⑦ サドル付分水栓、不断水T字管、二受T字管の分岐配管完了後、漏水等の異常がないことを確認したのち、まわりをポリエチレンシートで被覆し腐食を防止すること。

### 4-3 埋設深さ

1. 給配水管の埋設深さは、法定道路等においてはそれぞれの管理者が定める深さとし敷地内の部分は荷重等を考慮して、表4-2のとおりとする。

表 4-2 給配水管の埋設深さ

種別	給水管口径	埋設深さ
市道・私道	20mm 以上	1.2m 以上
府道	道路管理者が定める深さ (協議が必要)	
国道	道路管理者が定める深さ (協議が必要)	
敷地内	25mm 以下	0.3m 以上
	40mm 以上	0.6m 以上

- ① 埋設深さは規定値以上とするが、極端に深くならないこと。
- ② 障害物のため、やむを得ず規定値の深さが取れない場合は、道路管理者と協議のうえ、必要な防護工を施すこと。
- ③ 給水管の埋設は、既設埋設物及び構造物とは、30cm以上離隔をとること。また、新設する給水管が他の埋設物と交差する場合は、原則下越し施工とする。
- ④ 水路等を横断する場合は、原則下越し施工とする。ただし、施工困難な場合は水路管理者と協議し、許可を得た場合は上越しとすることができる。(図4-6)

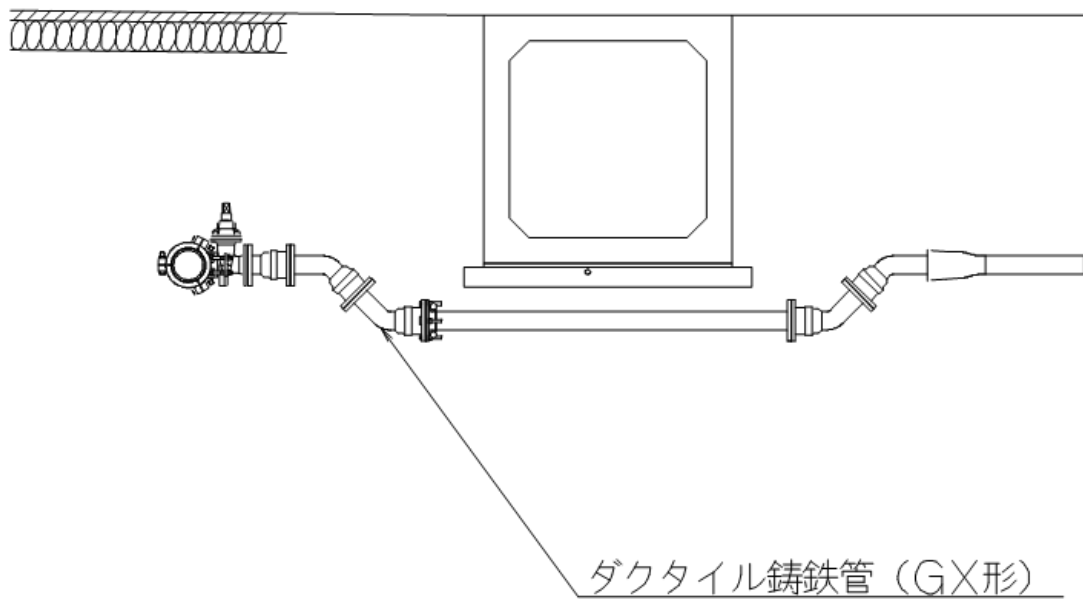
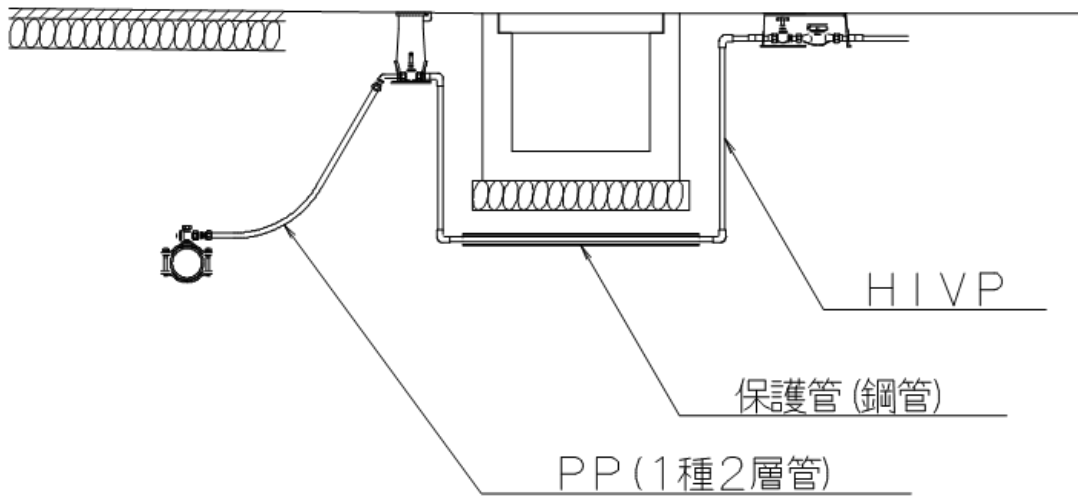


図 4-6 水路等の横断図



## 2. 管の保護措置

- ① 給水管の露出部分が、凍結及び外傷のおそれのあるときは、その部分を保温材その他これに類する適当な材料で覆わなければならない。
- ② 給水管の露出部分が 0.5m 以上に及ぶときは、たわみ、震動等を防ぐため、適当な間隔でつかみ金物等を用いて、建造物等に固定しなければならない。また給水管の床下配管及び新設工事の露出配管は、原則行わないこと。
- ③ 給水管折損のおそれがある場合は、給水管保護のため、保護管の中に入れる等適当な措置を講じなければならない。
- ④ 電食または酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所には、防食のための適切な措置を講じなければならない。
- ⑤ 不等沈下等が起こるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手可とう管を用いなければならない。
- ⑥ 給水管には、水撃作用によって管に損傷を与えるような機械又は器具を直結する場合は、水撃作用緩和材を使用しなければならない。
- ⑦ 鋳鉄管を埋設する場合は、全管をポリエチレンスリーブで被覆する。

### 4-4 止水栓・仕切弁の設置基準

1. 配水管から分岐した給水管には、原則として官民境界から 1m 以内の道路側に止水栓、又は仕切弁を設けなければならない。ただし、道路管理者によって不許可となった場合は、給水装置工事申込者敷地内に設けること。
2. 口径 40mm 以上のメーターを取り付ける場合においては、メーターの前後に止水栓、又は仕切弁を設けなければならない。また、官民境界側の止水栓等は、境界から 1m 以内に設けなければならない。口径別の止水栓等の構造は、表 4-3 を標準とする。

表 4-3 口径別の止水栓等の構造

口径 (mm)	止水栓等の構造
13mm～40mm	止水栓 (コマ式)
50mm	青銅製ソフトシール弁
75mm 以上	ソフトシール仕切弁

3. 道路部分において使用する仕切弁鉄蓋は、口径 150mm までは 25 型、口径 200mm 以上は 35 型を使用すること。
4. 道路上に設置する仕切弁鉄蓋は管路方向に開閉できるようにすること。

#### 4-5 メーターの設置基準

##### 1. メーターの設置場所

- ① メーターの設置は、汚染、損傷のおそれがなく、道路に近接した敷地内で、不在でも検針及び、取替作業が容易にできる場所を選定する。
- ② メーターの設置場所は、給水装置工事申込者の敷地内で配水管からの分岐部に最も近く、かつ道路境界から概ね口径 40mm 以下は 1m 以内、口径 50mm は 2m 以内、口径 75mm 以上は 3m 以内に設けること。
- ③ 前項の規定によりメーターを設置できない場合は、道路境界から 1m 以内の敷地内に止水栓を設け、それを給水管の破損修理の責任分界とする。
- ④ メーターをブロック塀等の位置に設置する場合は、検針口を設けるなどして、検針及び取替え作業等のスペースを確保する。
- ⑤ ガレージ等の場所にメーターを設置する場合は、車が駐車しても容易に検針及び取替えができる場所とする。
- ⑥ 使用者又は所有者は、メーターの設置場所附近にその点検及び取替えに支障をきたすような物品を置き、又は工作物を設けることができない。
- ⑦ 前項の規程に違反したときは、管理者は水道使用者等に復旧を命じ、これを履行しないときは、交野市が施工してその費用を違反者から徴収するものとする。
- ⑧ 管理者が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させることがある。
- ⑨ メーターは原則として給水栓より低位置に、かつ水平に設置すること。
- ⑩ 直結式給水のメーターは、原則として専用給水装置ごとに 1 個とする。受水槽を設けるものについても、受水槽ごとに 1 個とする。また、私設消火栓には設置しない。
- ⑪ 共同住宅等の各戸メーターは地付けとする。
- ⑫ 共同住宅等で貯水槽式給水の場合のメーターは、貯水槽へ給水する親メーターを設置すること。

2. メーターの設置据付標準図

(メーターボックスの寸法は、第3章使用材料、図3-3参照)

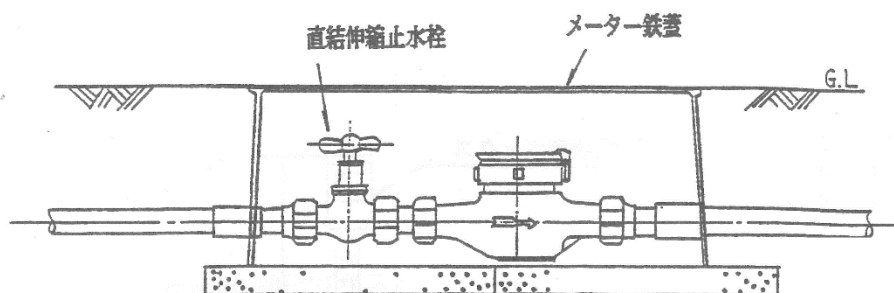


図4-7 口径13mm~25mm

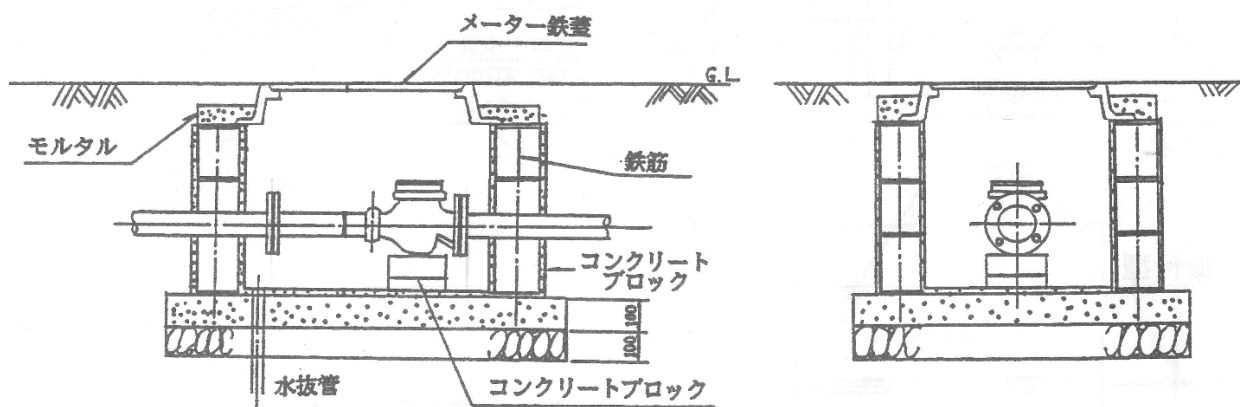


図4-8 口径40mm以上

### 3. メーター装置

- ① 口径 40mm 以下のメーターを設置する場合は、メーターボックス内（上流側）に直結伸縮止水栓を設置すること。
- ② 口径 50mm のメーターを設置する場合は、メーター直近の上流側、下流側共に青銅製仕切弁等の止水栓を設置すること。
- ③ 口径 75mm 以上のメーターを設置する場合は、メーター直近の上流側、下流側共にソフトシール仕切弁を設置すること。
- ④ 複数のメーターを並べて設置する場合は、メーター下流で給水管が交差しないような配管に考慮すること。また、メーターボックスの内側に部屋番号等を明示すること。
- ⑤ 口径 40mm 以上のメーターは遠隔指示方式とし、ポール位置については、事前に協議すること。

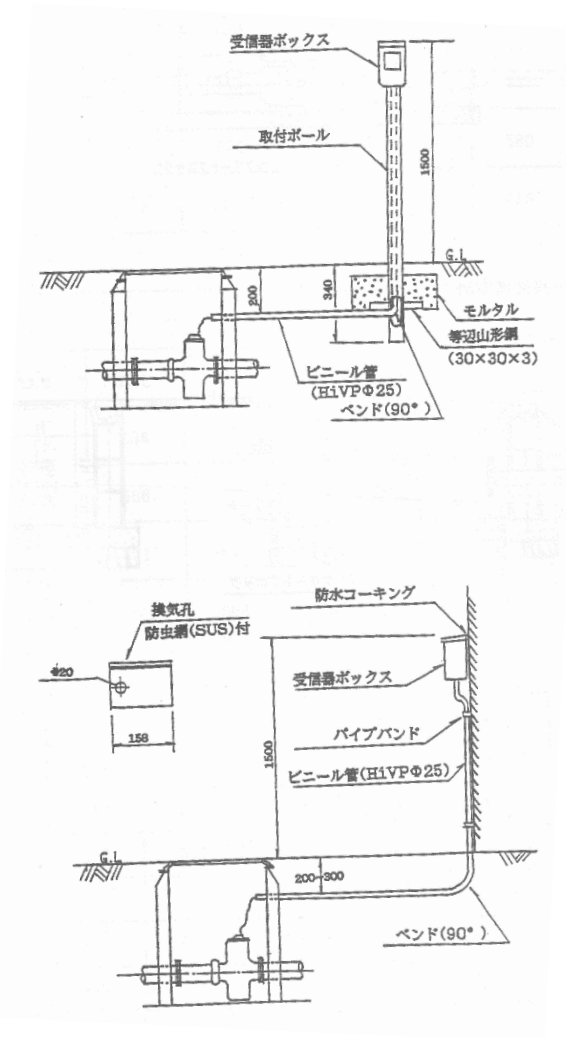


図 4-9 遠隔式メーター受信器設置標準図